別記様式第1号の1(第2条第1項、第12条第1項、第13条、第15条第1項関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | 受理日 | 　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 管理番号 | 　 |

給水装置工事申込書

|  |
| --- |
| 申込年月日：　　　　年　　月　　日　　　榛東村長　　　　様　　給水装置工事を施工したいので給水装置工事設計書(申込)を添えて申し込みます。なお、施工に際しては榛東村上水道給水条例及び同条例施行規則等を遵守します。また、下記事項について誓約します。(給水装置工事申込者)住所：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 フリガナ電話番号：　　　　　　―　　　　―　　　 　　　　　　　　　 氏　　名：　　　　　 　　　　　　　　　 　 |
| ＜誓約事項＞1　榛東村上水道給水条例及び同条例施行規則に違反したときは、その処分に従い異議を申し立てません。2　本工事の施工に際し、第三者からの異議及びその他問題が生じたときは、当事者間で一切解決し、村には迷惑をかけません。3　給水に当たり、公道内に布設する配水管は村に寄付しますので、維持管理は村においておこなってください。なお、当管より村が必要に応じて分水及び改修をすることについて、異議の申し立てはいたしません。4　私が所有する給水装置(公道内の給水管及び私所有地内の給水装置)において、万一支障及び故障がおこったときは、水道課の指示に従い、善良なる自己管理に努めます。5　メーターを管理及び検針をしやすい場所に設置します。なお、村から管理上不適切であるという理由でメーターの移動を指示されたときは、指示どおり移動します。6　給水にあたり、水道法施行令で定める基準に適合した給水装置材料等を使用いたします。7　上水道施設(浄水場及び配水管等)の突発事故及び改修等において、減・断水が生じても異論はありません。8　工事申込(設計)承認後、工事着手前までに加入負担金を納入し、遅滞なく工事に着手します。また、工事完成後においても遅滞なく給水装置工事検査願(完成届)を提出します。9　給水開始後、本給水装置使用者が、榛東村上水道給水条例及び同条例施行規則に定める事項を処理できないときは、使用者に代り処理し、異議は申し立てません。10　下記指定給水装置工事事業者に、本工事の施工及び事務手続き等の一切を委任します。 |
| ＜代理人の選定(申込者が村内に居住していないとき等。該当無き場合には不要。)＞　本給水装置工事申込者(工事完成後、給水装置所有者)が、榛東村上水道給水条例、同条例施行規則に定める事項及び上記誓約事項を処理できないときは申込者に代り処理し、異議は申し立てません。年　 　月　 　日住所：榛東村大字　　　　　　　　　　　　　　 フリガナ電話番号：　　 　　　　―　　　 　―　 　　　　　 氏　　名：　　　　 　　　　　　　　  |
| ＜管理人の選定(給水装置の共有・共用者がいる場合等。該当無き場合には不要。)＞住所：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 フリガナ電話番号：　　　　　　―　　　　―　　　 　　　 氏　　名：　　 　　　　　　　　　　  |
| 利害関係事項の有無 | 有 | 1. 他人の給水装置からの分岐・②他人の土地の通過・ ③他人の土地及び構築物への給水装置設置・④その他)
 | ・無 |
| 給水装置設置場所 | 榛東村大字　　　　　　　　　　 番地 (　　　　　区) |
| 施工業者(指定給水装置工事事業者) | 上記誓約事項に承諾し、本工事の施工及び事務手続き等をおこないます。住所：　　　　　　　　　　　　　　　　　　(電話番号　　　―　　―　　) 業者名：　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 主任技術者名 | 　 | 工事着工予定日 | 　　年　　月　　日 |
| 配水管接続予定日 | 　　年　　月　　日 | 工事竣工予定日 | 　　年　　月　　日 |
| 施工に伴う口径 | 配水管分岐(φ　　　　mm×φ　　　　mm)、　　　　　メーター(φ　　　　mm) |
| 給水方法 | 直圧給水方式(　　　階)、　受水槽(　　　m3)、　高架水槽(　　　　m3) |
| 工事の種類 | 新設①　・　新設②　・　臨時　・　改造関係(口径変更・改造)　・　撤去 |
| 臨時使用の調べ | 臨時メーター使用予定期間：　　　　箇月、使用予定量：　　　　m3 |
| 口径変更・撤去工事の調べ | 旧メーター番号(　　　　　　　　)、旧メーター口径(　　　　mm) |